

社会資本整備予算の総額確保等を求める意見書

我が国の社会資本整備は、総じて都市部から優先的に進められてきた結果、地方部の多くでは整備が大幅に遅れ、都市と地方の格差が広がっている状況にある。

特に、公共交通機関が脆弱で中山間地域を多く抱える本県にあっては、高規格幹線道路を基軸としたミッシングリンクの解消による道路ネットワークの整備促進と農山村の活性化に向けた基盤整備の推進等、地域経済の活性化と雇用創出につながる社会資本整備が喫緊の課題となっている。

こうした中、政府は平成23年度予算において、「元気な日本復活特別枠」を別途措置しているものの、各省の予算を一律1割削減の方針を打ち出していることから、公共事業予算が来年度以降も削減されるのではないかという懸念があり、これ以上の予算の削減は、地方における真に必要な社会資本整備を遅らせるものであり到底容認できるものではない。

また、閣議決定された「地域主権戦略大綱」において、社会資本等の整備を図る投資に係る補助金・交付金等の一括交付金化を平成23年度以降段階的に実施することとされているが、その対象として考えられる「地域再生基盤強化交付金（内閣府）」が廃止される一方、何らの代替措置が講じられていないなど、「一括交付金化に藉口した社会資本整備予算の削減」についても強い懸念を抱かざるを得ない。

よって、国においては、地方における社会資本整備の重要性を深く認識し、必要とする社会資本整備を計画的に実施できるよう、平成23年度予算の編成にあっては、社会資本整備予算の総額について、今年度並みの水準を確保するとともに、財政力が弱く社会資本整備の遅れている地方に配慮した措置を講ずるよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年10月19日

徳島県議会議長 藤 田 豊